

第544回（令和6年度第1回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年7月1日（月）14時00分～15時10分

2 場所 鳥取第一地方合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、前田労働基準部長

中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議事

- (1) 鳥取地方最低賃金審議会の運営について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 鳥取県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (6) 鳥取地方最低賃金審議会審議日程について
- (7) その他

5 資料目次

- (1) 第57期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規定
- (3) 年度別最低賃金改正一覧表
- (4) 鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費・費目別標準生計費（鳥取県）
- (5) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数

- (6) 毎月勤労統計調査 (全国・鳥取県)
- (7) 令和 6 年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (8) 鳥取県内の経済情勢 (令和 6 年 4 月) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (9) 鳥取県の経済動向 (R5.12 ~ R6.6)、鳥取県内の経済情勢 (R6.1 ~ R6.4)
- (10) 鳥取県企業経営者見通し調査 (令和 6 年第 2 回) (鳥取県)
- (11) 法人企業景気予測調査結果 (令和 6 年 4 ~ 6 月期調査) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (12) 鳥取県 企業の休廃業・解散動向調査 (2023 年) (株帝国データバンク鳥取支店)
- (13) 令和 6 年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、最低賃金に関する基礎調査対象産業表
- (14) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移 (平成 26 年 ~ 令和 5 年)
- (15) 令和 5 年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告
- (16) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表 (鳥取県・全国)
- (17) 令和 6 年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について (概要)
- (18) 鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領 (案)
- (19) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請 (全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合)

机上配付資料

- 1 . 第 6 8 回中央最低賃金審議会資料
- 2 . 令和 6 年度第 1 回目安に関する小委員会資料

追加資料

- 1 . 2024 年度最低賃金行政に関する要請書 (日本労働組合総連合会鳥取県連合会)

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第 5 4 4 回 (令和 6 年度第 1 回) 鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。私は賃金室長補佐の市

村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する道前委員から欠席の御連絡を頂いており、現時点で15名の委員のうち、14名の御出席を頂いております。

会議は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上の出席があれば成立することになっています。本日の会議は、この定足数を満たし、有効に成立していますことを御報告させていただきます。

本日の審議会は公開しており、9名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は報道の取材が入っていることを御報告いたします。

それでは、鳥取労働局長の平川から御挨拶申し上げます。

平川労働局長 労働局長の平川でございます。本日は、皆様、大変お忙しい中、また雨の中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃より、私ども労働局の行政運営に当たりまして、多大なるお力添えを頂いております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げたいと思います。

最低賃金でございますけれども、昨年度の審議を振り返ってみますと、目安区分のランクが4ランクから3ランクに変更されるという大きな見直しがありました。そういった中で、鳥取県はCランクに位置付けられまして、39円の目安額が示されるという中での審議になりました。

公労使各委員の皆様方には、精力的に御審議を頂きまして、採決による取りまとめの結果、鳥取県最低賃金は引上げ額46円、時間額で900円となったところでございます。最低賃金をめぐる最近の動きといたしましては、6月21日に骨太方針2024が閣議決定をされております。デフレ完全脱却に向けて、物価を上回る賃金、賃上げを定着させていくという内容ですけれども、最低賃金につきましても、まず2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すとしました目標につきまして、より早く達成ができるように労働生産性の引上げに向けて、支援や環境整備に取り組む、それから、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るといったような具体的な記載がなされております。

また、同日に閣議決定をされました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂版におきましても、同様の記載がされているところでございます。6月25日には、厚生労働大臣から地方最低賃金審議会に対しまして、目安の諮問が行われております。

当局といたしましても、この後、鳥取地方最低賃金審議会への改正諮問を予定してございます。

これから夏の暑い季節に入ってまいります。委員の皆様方には、これから大変御尽力、御苦労いただくことになるかと思っておりますけれども、本年度も審議会の自主性を十分に発揮していただきまして、御審議いただきますことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 それでは、続きまして、審議会委員の方で新しく委員に就任された方がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

退任されました西本委員に代わりまして、使用者側委員として、新しく就任されました西村知巳委員です。

西村委員 5月20日に経営者協会専務理事に専任させていただきました西村と申します。不慣れではありますが、いち早くお役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 続きまして、退任されました北村委員に代わり、使用者側委員として、新しく就任されました池谷勇治委員です。

池谷委員 皆さん、こんにちは。商工会連合会の代表ということで来させていただきました。

今年、会長になって初めての仕事ということで、何事も分かりませんが、自分の思ったことを話ししていきたいというふうに思っています。何事も分からなくて、少し勘違いなことを言うかもしれませんが、自分の屈託のない気持ちということですので、許していただいて、何とか皆さんの力と言ったらおかしいですけど、達成できたらいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

審議会会長、会長代理については、昨年度から引き続き、佐藤会長、中野会長代理にお願いいたします。

次に、私も事務局職員がこの4月1日付けの異動により一部替わりましたので、その紹介をさせていただきます。

基準部長の前田です。

前田労働基準部長 前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 賃金室長の中塚です。

中塚賃金室長 中塚です。よろしくお願いします。

市村賃金室長補佐 賃金指導官の久保田です。

久保田賃金指導官 久保田です。よろしくお願いします。

市村賃金室長補佐 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、佐藤会長、この後の議事進行につきまして、よろしくお願いします。

佐藤会長 それでは、議事を進めていきたいと思います。今年度も皆さん、よろしくお願いいたします。

では、議事の1番目です。鳥取地方最低賃金審議会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の取扱い等についての説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、まず、審議会の運営について御説明させていただきます。資料ナンバー2を御覧いただきたいと思います。

鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められています。

審議会及び議事録等の公開については、第6条に審議会の公開、第7条に議事録等の公開について規定しています。いずれも原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより、個人情報の保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、審議会の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が審議会の非公開や議事録などの非公開、一部非公開などとすることができる取扱いとされております。なお、議事録には、発言された委員皆様の個人名と発言内容の全てを記載することになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

また、議事録につきましては、鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項で、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成すると定められています。この議事録確認に関しまして、本年度は従来と同様に、会長が年間を通して議事録の確認を行う委員2名を指名することとし、会長から確認委員の指名をお願いします。

以上、審議会及び議事録の公開、審議会の開催方法及び議事録の確認につきまして、今年度の方針等を御検討及び確認をお願い申し上げます。

佐藤会長 ありがとうございます。

今、事務局から説明を頂きましたが、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 近年の審議会は、全て公開しております。議事録も個人・団体名など、個人情報に関わるものを除き、公開の取扱いとしておりますが、委員の皆様の異論等なければ、本年度も全ての審議会において従来どおりの公開の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、従来どおり、公開とさせていただきたいと思います。

次に、議事録の確認委員につきまして、労働者側委員、使用者側委員のそれぞれ1名を年間通して指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、議事録の確認につきましては、昨年から引き続きまして、労働者を代表する委員は河村委員にお願いしたいと思います。

河村委員 承知しました。

佐藤会長 使用者を代表する委員については、西村委員にお願いしたいと思います。

西村委員 承知しました。

佐藤会長 では、お二方、よろしくお願いいたします。

では、議事の2番目に進みたいと思います。鳥取県最低賃金の改正決定について(諮問)になりますが、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、最低賃金法第12条によれば、地域別最低賃金の改正については、最低賃金法第10条の例によるとされております。同条では、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されています。

それでは、鳥取県最低賃金改正の諮問を行います。鳥取労働局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

マスコミの皆様には、撮影をしていただきたいと思います。

〔局長から会長へ諮問文を手交〕

市村賃金室長補佐 それでは、報道の皆様をお願いします。撮影はここまでとさせていただきます。これ以降の撮影は御遠慮をお願いしたいと思います。

佐藤会長 進めさせていただきます。ただ今平川局長より諮問文を受け取りました。

では、事務局は諮問文の読上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、諮問文を読み上げます。

鳥労発基0701第1号。令和6年7月1日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。
鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和6年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意した貴会の調査審議をお願いする。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から諮問に至る資料等の説明をできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。では、よろしく申し上げます。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

非常にたくさんの資料を御用意していただきましたので、皆さん、この場で全て確認してくださいというのは無理な話だと思いますので、また次回までに御確認いただいて、何か疑問等があれば次回質問等していただけたらと思いますが、現時点で何か質問等があれば、お願いしたいと思います。

（なし）

佐藤会長 また、後ほど疑問点が出れば、また質問等をしていただけたらと思います。

引き続き、令和6年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察及び机上配付資料について説明をお願いします。

中塚賃金室長 令和6年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察の概要について説明いたします。

令和6年6月24日月曜日に、鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察を行いました。資料ナンバー17が事業場視察の概要をまとめたものです。

視察事業場は鳥取市今町にあります株式会社丸由、丸由百貨店で、公・労・使からの4名と事務局3名の7名で視察を行いました。限られた人数での視察となりましたことをお詫び申し上げます。

事業概要及び視察概要については、記載しております内容を御覧ください。事業概要の

説明や視察の後に行いました意見交換において、次のような意見がございました。

人材確保について、従業員の平均年齢は約47～48才と高齢化が進んでおり、募集しても人が来ないので、再雇用制度を利用した再雇用者が多い。また、正社員は減少し、パート・アルバイトは増加している。新卒については3年前から3名程度採用している状況である。

最低賃金等についての意見としては、売上げに対して、人件費は約8%で、5年前から変化はない。最低賃金を今の時給900円から50円上げるシュミレーションすると人件費が年間約500万円の負担になるだろうと考えているが、500万円では止まらないだろうと推測している。

また、電気代等の光熱費は3か月限定で補助が再開される方向で検討されているとの報道もございましたが、月々約80万円負担となり、年間では約960万円の負担となるだろうと考えているので、併せると年間1,500万円程の負担になると考えるといった意見がございました。

続いて、机上配布資料について説明をいたします。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今事務局から事業場視察と、あと、机上配付資料についての説明を頂きました。

まず、事業場視察についてですが、何か質問とか御意見等ありますでしょうか。また、事業場視察をされた委員の方で、何か補足されたいこととかありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 では、事業場視察については、資料の方の御確認をお願いしたいと思います。

次に、机上配付資料についてですが、何か御意見、質問等ありますでしょうか。ここは訂正等ありましたので、訂正をした上で、よく確認の方をお願いしたいと思います。

現時点で特にないようですので、先に進ませていただきます。では、議事の3番目ですね、鳥取地方最低賃金専門部会の設置についてになります。

では、事務局から、この件についての説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 お手元の最低賃金決定要覧の144ページを御覧ください。最低賃金法第25条第2項で、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨が定められております。そして、同条第3項で、専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表

する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとされています。これに関し、最低賃金決定要覧の149ページには、最低賃金審議会令第6条第1項で、専門部会の委員の数は9人以内とするとされており、これに基づきまして、従来から公・労・使を代表する委員それぞれ3名、計9名で専門部会は構成されています。以上となります。

佐藤会長 ありがとうございます。今年度も従前どおり、公・労・使を代表する委員それぞれ3名の合計9名で構成したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、従来どおり、公・労・使3名ずつの計9名で構成したいと思います。

次に、専門部会の委員の選任手続等について事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 先ほど御覧いただきました最低賃金決定要覧の149ページを見ていただきたいと思います。最低賃金審議会令第6条第4項では、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないとされています。つきましては、本日審議会の終了後、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に7月16日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、鳥取労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。

専門部会委員につきましては、次回、第545回(令和6年度第2回)鳥取地方最低賃金審議会におきまして御報告させていただきます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から専門部会委員の選任手続について説明を頂きました。

では、次に、専門部会の廃止の手続についてです。最低賃金決定要覧の149ページ、最低賃金審議会令第6条の第7項を御覧いただきたいんですが、最低賃金専門部会がその任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものと規定されています。あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終わったと同時に廃止ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

議事の4番目、鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について、事務局から説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 意見聴取につきましては、ここ数年、次の三つの方法で意見を集約して審議に反映していただいています。

まず、一つ目になります。最低賃金決定要覧の144ページを御覧ください。最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっています。この意見を聞く方法につきましては、153ページ最低賃金法施行規則第11条第1項で、都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨を公示すると規定しています。

これを受けまして、本日から7月22日まで、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に意見の募集公示を行います。また、鳥取労働局のホームページでも意見募集の記事を掲載します。

二つ目は、最低賃金決定要覧の153ページの第11条第2項において、公示により提出された意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとすると規定しています。これを受け、本日から7月22日まで、労働局のホームページで意見発表者の募集を行う予定となっております。応募がございましたら、例年どおり意見陳述人による意見陳述の場を設けたいと考えております。

続いて、三つ目ですが、意見聴取に加えまして、従来から書面により、使用者とその労働者の意見も聴取しています。今年度の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領等につきまして説明させていただきます。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今意見聴取について説明を頂いたところですが、何か意見、質問等がありますか。

中塚賃金室長 では、補足で1点だけ説明いたします。84ページからが対象事業所に送る意見書です。これは、昨年度、令和5年度第1回の第538回鳥取地方最低賃金審議会で各委員の皆様から丁寧に御審議いただきまして、その前のものから改良して出来上がったものと認識しておりますので、今年度は特に大きく変える必要がないなということから、昨年度使ったものを、年度表示を変えたものとして使わせていただく意向となります。

すので、補足をさせていただきます。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、実際用の紙の方が84ページ、86ページにありますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。

その上で何か、御質問等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、ただ今説明のあった情報で意見聴取を行うこととしたいと思いますますが、よろしいですか。

(異議なし)

佐藤会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

議事の5番目、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いします。

中塚賃金室長 最低賃金決定要覧149ページの最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議をすることができる場合がございます。鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となり第6条第5項が適用されますと、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長宛て答申がなされますので、審議会の開催が省略されるため、発効日が早まる可能性がございます。

昨今の審議会では、第6条第5項の規定の適用を決定していただいているところでございますが、今年度の鳥取県最低賃金の審議で適用するかどうかの御検討をお願いいたします。

なお、第6条第5項が適用された場合であっても、専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合につきましては、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長宛て答申していただくこととなります。

佐藤会長 ありがとうございます。

例年、専門部会の決議において全会一致の場合は、それをもって決定として、全会一致に至らなかった場合は、本審で改めてまた決議をするということにしておりますが、例年どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

今、お話ししたとおり、最低賃金の専門部会においては、全会一致を前提としておりま

す。最近、なかなか全会一致というものを目にしていないところではありますが、本年度こそは全会一致を目指して、全力を尽くして、審議を尽くしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、議事の6番目、鳥取地方最低賃金審議会の審議日程について、まだ専門部会委員は選ばれておりませんが、取りあえず日程を事務局から説明をお願いしたいと思います。

〔審議日程説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。日程案を御覧いただいて、何か質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

米原委員 日程ですが、前回のこの最低賃金審議会に使用者側から意見があったのですが、特に最近はこの最低賃金の額について、近隣の県とのバランスというものを気にすることが多いということで、そういう近隣の県の日程を踏まえた上で決めた方がいいのではないかというような意見がありました。それはこちら側の意見ですが、考慮した方がいいのではないかと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今近隣の県を考慮した方がよろしいのではないのかという御意見がありましたけれども、この点について、何か御意見等ありますでしょうか。

労働者側で何かありますでしょうか。

河村委員 米原委員の方から御意見をいただいた件、同感の部分もあります。近隣といわず、特にCランクの他県の状況というのも、日程的な状況も少し見ていただきたいというところはございます。ただ、他県を気にして審議をするというわけではありませんが、一応、他県の状況も見ながら、昨年などでいけば、いち早く結審したところが日本の最低賃金になっているというような例もございますので、他県の状況を見ながらより丁寧な審議をするという意味では、他県の日程も少しウオッチしていただけると大変ありがたいと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

中塚賃金室長 では、近隣及び他府県、Cランクをメインとしたものの状況を踏まえてということでしたので、各県における審議状況を私ども事務局の方で分かる範囲で把握して、その情報につきましては、委員の皆様へに伝達するよう努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

それでは、例年のことですが、短期集中ということで、8月の上旬は特に大変かと思いますが、先ほども申し上げたとおり、今年こそ全会一致を目指して審議していきましょうということですね。

では、次、議事の7番目、その他についてですが、事務局から何か御用意はありますか。

市村賃金室長補佐 それでは、その他といたしまして、2点御報告いたします。

まず、鳥取県最低賃金改正に関する各種団体からの要請が2件ございました。そちらについて内容を説明いたします。

まず、資料ナンバー19を御覧ください。全国労働組合総連合中国ブロック協議会議長、石田高士様と鳥取県労働組合総連合議長、田中暁様の連名により、鳥取労働局長宛てに、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請がありました。

内容の概略を申し上げます。日本の最低賃金は、2023年の改定では最高の東京都が1,113円、最低額の県は893円と220円の格差があります。鳥取県の最低賃金は900円と213円の開きがあり、月額に換算すると月150時間で13万5,000円にしかありません。物価高騰の下、この額ではまともな生活はできず、長時間労働、都市部への人口流出等の要因となっております。

全労連と地方組織が取り組んでいる調査によれば、1人が暮らすには、全国月24万円、時給1,500円以上必要であり、都市部と地方部との差はほとんどありません。労働者の所得を底上げし、地域経済を温め、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金1,500円以上を求めます。

あわせて、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められ、公正取引ルールの確立や社会保険料の減免などの整備を求めますという文書であります。

次に、1から5までの要請項目を読み上げます。

1、鳥取県の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。

2、全ての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改

正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制を実現すること。

3、最低賃金の引上げに対応した中小企業・小規模事業者支援の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルール確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。

4、労働局が実施している業務改善助成金について、県の活用状況（対象企業数、活用企業件数、金額）と政府の予算に対する執行状況を示すこと。

5、地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては、公正な任命に努め、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開することという要請を頂いております。

次に、本日お配りした追加資料を御覧ください。2024年6月28日に日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長、山口一樹様から、鳥取労働局長宛てに、2024年度最低賃金行政に関する要請書が提出され、要請がございました。内容の概略を申し上げます。

鳥取県の最低賃金は900円になったものの、全国的には低位にとどまり、セーフティネットとしての労働対価にふさわしい水準へと早急に引き上げる必要があります。現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしています。地域間の金額差も大きく、全国加重平均1,004円と比較すると、104円の格差が生じ、このことが労働力の流出につながり、地方経済の回復、中小・零細企業の事業継続、発展の厳しさを助長しています。最低賃金等の実効性を担保すべく下記の事項への取組を要請しますという文書です。

続きまして、1から5までの事項についてです。

1、地域別最低賃金について、（1）セーフティネットとしての労働対価にふさわしい水準に向けた改正額の決定、（2）早期発効に向けて。

2、最低賃金の引上げに向けた環境整備、（1）労務費上昇分の適切な価格適正化に向けた対応、（2）業務改善助成金の活用促進。

3、特定（産業別）最低賃金について、（1）特定（産業別）の最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営、（2）適用労働者数の適切な把握。

4、最低賃金の履行確保、（1）監督行政の強化等、（2）最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し。

5、家内労働及び最低工賃について。

以上となります。この要請を受けまして、鳥取労働局として対応し、内容に応じて厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会へ報告する旨、回答しておりますので、御報告いた

します。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

2件にわたる要求、要望書が寄せられておりますが、これらについて意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

(なし)

佐藤会長 では、以上で議事の方、終わりになりますが、委員の皆様、何かありますでしょうか。

では、河村委員、お願いします。

河村委員 まず、資料の関係で少し質問をさせていただきたいと思います。本冊の74ページ、資料ナンバー16です。こちらに、まず1として、法違反の状況ということで記載がございますし、2番として、最低賃金未満労働者の状況ということで記載があるわけですが、令和6年の最低賃金未満労働者の状況というところを見てみると、33人が最低賃金未満労働者ということで、指摘をされたということだと認識をしております。この中で、最低賃金法第7条にあります最低賃金の減額特例があると思いますが、鳥取労働局として、この特例を受けられている人数は把握をされているでしょうか。把握をされていれば、その人数を教えていただければと思います。以上です。

佐藤会長 では、事務局の方で御回答をお願いしたいと思います。

中塚賃金室長 お答えします。74ページの2番の最低賃金未満労働者の状況、令和6年の33人の数字ということでございますね。33人の数字の中には、減額特例者の人数は含まれておりません。

河村委員 ありがとうございます。含まれていない、いわゆる違反者ということになると思いますが、でしたら、これ以外に特例を受けられている人数は把握されていますでしょうか。すみません、今日じゃなくて結構です。また、教えていただければと思います。

何が言いたいかと言いますと、近年、地域別最低賃金も大幅に引き上がってきてまして、影響率も大きくなってきています。ただ、昨年だったかと思うんですけど、影響率も、いわゆる未満率の中に特例の方も含まれているという事務局からの回答を頂いたように記憶をしております。ただ、特例の場合は、本来であれば、考え方として除外をしなければいけないと思っていますので、その辺りが数値的に入っているのかどうかというようなところを少し教えていただければと思います。次回でも結構ですし、専門部会の方でも結構ですので、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

中塚賃金室長 承知しました。では、次回に河村委員から照会がありました件について、お答えできるように確認してまいります。よろしくお願いいたします。

佐藤会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ありますでしょうか。

使用者側委員、何かありますか。

いいですか。では、西村委員、お願いします。

西村委員 この前、丸由さんの方に視察に行かせていただいて、先ほど事務局の方からお話がありましたけれども、時間給が50円上がると、どのくらいインパクトがあるというお話がありました。多分そのお話のときに、最低賃金で実際にお勤めになっている方がどのくらいいるかというのは確認していないんですけれども、最低賃金で働いていらっしゃる方がかなりおられるのではないかというイメージがありました。実際に今、未満の方の話が33名とありましたけれども、鳥取県内で、実際最低賃金で働いておられる方というのがどの程度いらっしゃるのかというのが分かると、使用者側とするとかなり有効な情報になるのではないかと思うので、もしも可能であれば、どの程度の方が鳥取県下で、最低賃金で働いておられるのかお知らせいただけるとありがたいです。

佐藤会長 事務局、御回答お願いします。

中塚賃金室長 先ほど資料説明の中で、最低賃金の基礎調査を行っているというお話しさせていただきましたが、その結果が集計すると、今、西村委員からお話があった数字や、影響率が出ますので、これも次回の審議会の方で回答させていただきます。

西村委員 お願いします。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、その他、よろしいでしょうか。

では、河村委員、お願いします。

河村委員 鳥取のこの審議会の内容というのは、本省にも伝えていただけるのですか。タイムリーに上がるのですか。

中塚賃金室長 審議会が終わった後に、概要報告というのをしています。

河村委員 分かりました。それを踏まえてということですけども、先ほど全労連の方から、全国最低賃金一律にというようなお話もあったかと思います。昨年の中央最低賃金審議会の目安を見ますと、A、B、Cランク、3ランクになったわけですけども、3ランクで1円ずつの差をつけて、41円、40円、39円ということで設定をされました。結果

を見れば、Ｃランクの方が目安額を大きく上回る結果になっているというようなことを考えれば、中央最低賃金審議会が示す目安の重要性が損なわれてきているというふうにも思います。これを続ければ、当然、先ほどの意見にもありましたように、全国一律という話にやはりなってくるんだらうと思うわけです。そういったことからしても、中央最低賃金審議会の目安審議においては、昨年の反省も踏まえて、十分に地方の審議会が目安として尊重できるような目安額をぜひ示していただけるように強く要望したいと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、事務局で今の要望を上げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

中塚賃金室長 では、本日の議事概要に今の要望を付して、本省へ情報提供したいと思います。

佐藤会長 今の要望については、使用者側も同じということによろしいでしょうか。公益の皆さんもよろしいでしょうか。では、全会の意見ということで、お願いしたいと思います。

中塚賃金室長 承知しました。

佐藤会長 では、その他、御意見等ありますか。公益委員の方で、何かありますか。特によろしいですか。

(なし)

佐藤会長 それでは、審議の方をこれで終わりたいと思います。では、今日は天気の悪い中、どうもありがとうございました。以上で終了になります。